## 第4章

# 経済危機以降の韓国の雇用構造の変化と 新たな労働政策及び労働運動の展開 - 非正規労働者問題を中心に -

横田 伸子

#### はじめに

1997年の東アジアの通貨危機は韓国にも波及し、韓国政府はIMFから救済金融を受けることとなった。IMFのコンディショナリティーは緊縮政策と自由化政策を二大骨子としたが、中でも整理解雇制の導入と勤労者派遣業の規制緩和等を皮切りに、労働市場の柔軟化政策は、経済危機以降の労働政策の主軸となった。この結果、「IMF経済危機」によって失業率が98年には7.0%まで一気に上昇した後、労働市場の柔軟化が急速に進み、80年代後半以降、大企業の男性正規労働者を中心に着実に形成されてきた内部労働市場体制1は大きく動揺した。すなわち、大企業の内部労働市場にあって、安定的な長期雇用と良好な労働条件を享受した男性正規労働者も例外なく整理解雇の対象となり、臨時職、日雇い労働者などの非正規労働者に置き換えられていったのである。こうして、韓国の雇用構造における非正規労働者化が急激に進展した。

一方、2003年8月現在で、韓国の女性賃金労働者の約70%が非正規労働者であることから、女性の労働力化の進展もまた非正規労働者化に拠るところが大きかったと考えられる。しかし、特筆すべきは、経済危機以降、非正規化と併行して、女性賃金労働者の中で常用労働者に代表される正規職労働者の比重もまた増大し、女性の雇用構造が両極化し始めたことである。

本稿では、主にマクロ統計を用いて、「IMF経済危機」以降、韓国の雇用構造がどのように変化したのかを分析する。とくに、これまでの韓国の労働市場構造や非正規労働者に関する研究は、男性労働者に限定された分析が多かったが<sup>2</sup>、こ

こでは可能な限り男女別に検討することで男女の労働市場構造がどのように変わったのかを両者の構造的連関性に着目しながら考察したい。さらに、正規労働者との待遇格差など、非正規労働者の実態に迫り、これを通して、現在もっとも社会的注目を集めている非正規労働者問題の争点を明らかにし、従来の、男性正規労働者を主な対象とする労働政策の枠組みの転換と、その新たな方向性を浮き彫りにしたい。

また、こうした労働政策に大きな影響を与える一つのファクターが労働運動であるが、従来、韓国の労働運動は、大企業の男性正規労働者による企業別労働組合を主力として、「戦闘的」なまでに強力にその力を行使してきた。しかし、経済危機以降、非正規労働者を初めとする、組織されない労働者の増大によって労働組合組織率が低下し、その影響力が急速に弱まったことは否定できない。そこで、韓国の労働運動が、組織や運動の展開の仕方にいかに質的変化を迫られ、その結果、それまで「対立的」と表現されてきた労使関係がいかなる変化を遂げつつあるのかについても見ていきたい。

## 第1節「IMF経済危機」と雇用構造の変化

韓国の労働経済は、1987年の労働者大闘争と97年末の「IMF経済危機」という、その構造自体を変えるような大きな転機を二度経験した。「IMF経済危機」は、労働者大闘争以降、財閥系の大企業男性正規労働者を中核に急速に形成されつつあった内部労働市場を主軸とする、労働市場構造、労働運動、労使関係の総合である労働体制を一挙に覆すような出来事であった。ここではまず、労働者大闘争から「IMF経済危機」に至るまでの10年間(88~97年)と、「IMF経済危機」以降(98~03年)の雇用構造の変化を比較し、経済危機を契機とした構造調整や労働市場の柔軟化政策が、韓国の労働経済及び労働市場構造にどれほど甚大な影響を及ぼしたのかについて検討したい。

#### 1.労働力率と失業率の推移

まず、1988年から03年までの雇用状況の変化を 表1 で見てみよう。88~97

年の大闘争以降の10年間で、年平均7.3%という高度経済成長の下、労働力人口は、1730万5千人から2160万4千人へと430万人も増え、年平均2.5%ずつ増加した。この結果、労働力率も58.5%から62.5%へと高まったが、男性の労働力率が72.9%から76.1%へと3.2ポイントの増大にとどまったのに対し、女性のそれは45.0%から49.8%へと約5ポイントも増えており、この時期、女性の労働力化が急速に進んだことが注目される。また、失業率は、労働者全体で2%台を維持しており、ほぼ完全雇用に近い状態であったことがわかる。

このような状況を一変させたのが、「IMF経済危機」とそれに続く構造調整である。IMFから要求された過度の緊縮政策の実施により、それまでの年平均7.3%という高成長は、1998年には一転して-5.8%というマイナス成長に落ち込み、財閥まで巻き込んだ企業の連鎖倒産を引き起こした。さらに、IMF経済政策の両輪の一方を成した自由化政策は、労働政策では労働市場の柔軟化政策となって現れた。企業の大量倒産で発生した失業に加えて、企業の雇用調整手段として整理解雇が大々的に断行された結果、完全雇用に近かった低失業率は、98年には一気に7.0%もの高失業率にはね上がったのである。

<表 1> 1988~2002年の雇用状況の変化

											(単位 :	F人,%)
	1988	1992	1996	1997	年平均増加 率(1988 97)	1998	1999	2000	2001	2002	2003	年平均増加 率(1999-03)
経済成長率	11.3	5.1	7.1	5.5	73	-58	10.9	9.3	3.0	63	3.1	6.5
(全体)												
15歳以上の人口	29,602	31,898	34 274	34,851	1.8	35,347	35,757	36,186	36,579	36,963	37,339	1.1
労働力人口	17,305	19,426	21 288	21,782	2.5	21,428	21,666	22,069	22,417	22,877	22,916	1.4
(労働力率)	58.5	60.9	62.1	62.5		606	60.6	61 D	61.3	61.9	61.4	
就業者	16,870	18,961	20,853	21,214	2.5	19,938	20,291	21,156	21,572	22,169	22,139	22
失業者	435	465	435	568	28	1,490	1,374	913	845	708	777	-11.1
(失業率)	2.5	2.4	20	2.6		7 D	63	4.1	38	3.1	3.4	
非労働力人口	12,298	12,402	12,986	13,070	0.7	13,919	14,092	14,118	14,162	14,086	14,424	0.7
(男性)												
15歳以上の人口	14 294	15,397	16,599	16,886	1.9	17,124	17,307	17,522	17,720	17,921	18,119	1.1
労働力人口	10,414	11,627	12,650	12,843	23	12,852	12,880	13,000	13,142	13,411	13,518	1 Ω
(労働力率)	72.9	75.5	762	76.1		75.1	74.4	742	742	74.8	74.6	
就業者	10,099	11,322	12,351	12,483	23	11,847	11,954	12,387	12,581	12,944	13,031	19
失業者	315	305	299	361	12	1,005	926	613	561	467	487	-125
(失業率)	3.0	26	2.4	28		7.8	72	4.7	43	3.5	36	
非労働力人口	3 880	3,700	3 948	4 043	3.0	4 272	4,427	4 522	4 578	4 510	4 601	1.5
(女性)												
15歳以上の人口	15,308	16,501	17,675	17,965	1.7	18 223	18,451	18,664	18,859	19,042	19,220	1.1
労働力人口	6,891	7,799	8,638	8,938	28	8,576	8,785	9,069	9,275	9,466	9,397	1.9
(労働力率)	45.0	47.3	48.9	49.8		47.1	47.6	48.6	49.2	49.7	48.9	
就業者	6,771	7,639	8,502	8,731	2.7	8,090	8,337	8,769	8,991	9 225	9,108	2.4
失業者	120	160	136	207	6.1	486	448	300	284	241	289	-83
(失業率)	1.7	2.1	1.6	23	0.0	5.7	5.1	33	3.1	25	3.1	0.4
非労働力人口	8,418	8,702	9,037	9 027	0.8	9,647	9,665	9 596	9 584	9 576	9,823	0.4

資料 韓国統計庁 経済活動人口年報』各年版、韓国銀行 国民計定』各年版より作成

その後、韓国経済はV字形と称される回復を見せ、異常事態であった経済危機の1998年を除けば、99年から03年までの年平均経済成長率は6.5%と、経済危機以前の高成長に迫る勢いである。しかし、これに反して、失業率、労働力率は経済危機以前の水準には戻っていない。とくに失業率は、98年の7.0%から03年には3.4%までに低下したものの、完全雇用状態には及ばず、とりわけ男性の失業率は女性のそれより1.0ポイント以上も高い状態でほぼ推移してきた。

また、労働力率も、1997年の62.2%が危機の98年に60.7%にまで低下して以来、03年でも61.4%とその回復は微々たるものである。ここでも、危機以前には76%台を一気に突破した男性の労働力率が74%台で停滞しているのに対し、女性の労働力率は98年の47.1%から49%台まで上昇する趨勢を見せている。これと裏腹の現象として、99~03年の男性の非労働力人口の年平均増加率は1.5%で、危機以前の88~97年の0.6%の2倍以上になっている一方で、同期間、女性のそれは0.4%と男性の3分の1以下、危機以前と比べても2分の1に減少している。つまり、経済危機以降、女性より男性の失業率が高まると同時に、女性の労働力人口の増大が著しく、男性はむしろ、非労働力人口として労働市場に参入しない傾向を見せている。これの意味することを次に考えたい。

#### 2. 正規労働者と非正規労働者の規模の推移

1997年から98年にかけて企業の連鎖倒産が相次ぐ中で、大企業でも例外なく整理解雇が大々的に行われたが、それが一段落した後にとられた企業の雇用調整策は、多くの実態調査でも示されるように、解雇で生じた正規労働者の欠員を非正規労働者で埋めたものと推測される3。したがって、これを一般的に裏付けるためには経済危機以前と以後に分けて、正規労働者と非正規労働者の規模の推移を分析してみなければならない。しかし、非正規労働者問題に社会的に関心が集まるようになったのは経済危機以降であり、さらに非正規労働者に関する厳密な政府統計の集計が行われるようになったのは、2000年8月の『経済活動人口調査付加調査』からである。そこで、本稿では大まかではあるが、韓国統計庁による経済活動人口調査の地位別就業者の常用労働者を正規労働者と、臨時職及び日雇い労働者を非正規労働者と読み替えて、両者の規模の推移を時系列的に概観してみたい(表2)。

<表 2> 従事上の地位別就業者の推移

											(単1)	<u>:</u> :于人 ,%)
年度 従事上の地位	1988	1992	1996	1997	年平均増加 率(1988-97)	1998	1999	2000	2001	2002	2003	年平均増加 率(1998-03)
(全体)	16,869 (100.0)	18,962 (100 D)	20,764 (100 Ω)	21 047 (100 0)	2.5	19 994 (100 D)	20 281 (100 0)	22 D61 (100 D)	21 362 (100 D)	22,169 (100 D)	22,139 (100 <sub>0</sub> )	1.4
常用労働者	5,348 (317)	6,581 (34.7)	7,377 (35.5)	7,133 (33.9)	33	6,457 (32.3)	6,050 (29.8)	6,252 (28.3)	6,500 (30.4)	6,862 (31 D)	7 269 (32 8)	25
臨時職労働者	2,766 (16.4)	3 214 (17 0)	3,869 (18.6)	4,204 (20.0)	4.8	3,998 (20.0)	4,183 (20.6)	4,511 (20.4)	4,601 (21.5)	4,886 (22.0)	5,004 (22.6)	4.6
日雇い労働者	1,496 (8.9)	1,772 (9.3)	1,797 (8.7)	1,890 (9.0)	2.6	1,735 (8.7)	2,289 (113)	3,378 (153)	2,238 (10.5)	2,433 (11.0)	2,130 (96)	8.4
自営業主	5,093 (302)	5,410 (28.5)	5,798 (27.9)	5,950 (28.3)	1.7	5,776 (28.9)	5,841 (28.8)	5,999 (272)	6,167 (28.9)	6,191 (27.9)	6,043 (27.3)	0.9
無給家族従事者	2,167 (128)	1,983 (10.5)	1,923 (9.3)	1,869 (8.9)	-16	2,028 (10.1)	1,918 (9.5)	1,920 (8.7)	1,856 (8.7)	1,797 (8.1)	1,694 (7.7)	-35
(男性)	10 ρ99 (100 Ω)	11,322 (100 D)	12,330 (1000)	12,409 (100 <sub>0</sub> )	23	11 910 (100 D)	11,978 (100 <sub>D</sub> )	13,353 (100.0)	12,467 (100 D)	12,944 (100.0)	13 031 (100 0)	10
常用労働者	3,978 (39.4)	4,774 (422)	5,333 (432)	5,169 (417)	3.0	4,856 (40.8)	4,542 (37.9)	4,649 (33.5)	4,744 (38.1)	4,894 (37.8)	5,160 (39.6)	13
臨時職労働者	1,369 (13.6)	1,462 (12.9)	1,694 (13.7)	1,850 (14.9)	3.4	1,755 (14.7)	1,925 (16.1)	2,058 (15.4)	2,066 (16.6)	2,205 (17.0)	2,178 (16.7)	4.5
日雇い労働者	795 (7.9)	936 (83)	986 (81)	1,019 (82)	28	887 (7.4)	1,104 (92)	2,141 (16.0)	1,062 (8.5)	1,226 (9.5)	1,094 (8.4)	14.5
自営業主	3,638 (36.0)	3,911 (34.5)	4,121 (33.4)	4,187 (337)	1.6	4 203 (35 3)	4,177 (34.9)	4 282 (32.1)	4,376 (35.1)	4,404 (34.0)	4,424 (33.9)	1.0
無給家族従事者	318 (32)	239 (2.1)	196 (1.6)	183 (15)	-60	209 (1.8)	230 (1.9)	222 (1.7)	218 (17)	215 (1.7)	175 (13)	-3.1
(女性)	6,771 (100 D)	7,639 (100 D)	8,434 (100 D)	8,639 (100 <sub>0</sub> )	27	8 D84 (100 D)	8,303 (100 <sub>D</sub> )	8,708 (1000)	8,895 (100 D)	9,225 (1000)	9,108 (1000)	19
常用労働者	1,370 (202)	1,807 (23.7)	2,045 (242)	1,964 (22.7)	4.1	1,601 (19.8)	1,508 (182)	1,603 (18.4)	1,756 (19.7)	1,968 (21.3)	2,109 (232)	5.9
臨時職労働者	1,397 (20.6)	1,753 (22.9)	2,174 (258)	2,355 (27.3)	6.0	2 244 (27 8)	2,258 (272)	2,453 (282)	2,535 (28.5)	2,682 (29.1)	2,826 (31.0)	47
日雇い労働者	700 (103)	836 (10.9)	811 (9.6)	871 (10.1)	2.4	848 (10.5)	1,186 (143)	1,237 (142)	1,176 (132)	1,207 (13.1)	1,036 (11.4)	6.6
自営業主	1,455 (21.5)	1,499 (19.6)	1,676 (19.9)	1,763 (20.4)	22	1,573 (19.5)	1,663 (20.0)	1,717 (19.7)	1,791 (20.1)	1,786 (19.4)	1,618 (17.8)	0.7
無給家族従事者	1,849 (27.3)	1,744 (22.8)	1,727 (20.5)	1,686 (195)	-10	1,819 (22.5)	1,688 (203)	1,698 (19.5)	1,638 (18.4)	1,582 (17.1)	1,519 (16.7)	-35

WH -- 1 0/1

資料 韓国統計庁 経済活動人口年報』各年版より作成

前述したように、経済危機による企業の連鎖倒産と整理解雇制の導入によって、多くの賃金労働者が職場を失ったり、解雇されたりした。この結果、1998年には、就業者数が激減し、なかでも常用、臨時職、日雇い労働者を問わず賃金労働者数の減少が顕著であるとともに、男性では自営業主・無給家族従事者が、女性では無給家族従事者が絶対数と構成比を増大させている。

しかし、1999年にはすぐに、こうした賃金労働者の減少趨勢は、臨時職、日雇い労働者の絶対数及び構成比の増大によって反転する。就業者全体で見ると、まさに危機の98年を除けば、危機以前と比べると、99年以降は自営業主の伸びは大きく鈍化し、無給家族従事者は減少幅をさらに拡大させる一方で、臨時職、日雇い労働者といった非正規労働者の増大による賃労働者化が再び進展するのである。すなわち、危機以前は、正規労働者を代表する常用労働者の年平均増加率は3.3%であったのが、危機以降のそれは2.5%と縮小している反面、危機を境に、その多くが非正規労働者と目される臨時職、日雇い労働者は、それぞれ4.6%、8.4%と常用労働者を大きく上回る勢いで増加している。ことに日雇い労働者の増大は顕著である。これらのことは、正規労働者を解雇して生じた穴を非正規労働者で補うという雇用調整が一般的に取られたことを示唆する。

だが、これを男女別に見ると、全く違った様相を呈している。

まず、男性就業者についてみると、労働者大闘争以降、経済危機までは、1990 年代を通じて内部労働市場の中核を成す男性正規労働者(=常用労働者)が年平 均3.0%で順調に拡大し、男性就業者の40%以上を占める主要部分を成した。し かし、経済危機以降、整理解雇などによって大幅に減少した男性常用労働者の年 平均増加率は、危機以前の半分以下の1.3%で、絶対数は03年でも危機以前の水 準に戻ることができず、男性就業者に占める割合も依然として40%を切ったまま である。これとは逆に、男性臨時職、日雇い労働者の経済危機以前と以降の増加 率は、それぞれ3.4%から4.5%へ、2.8%から14.5%へと、危機以前を凌駕して いるだけでなく、常用労働者のそれぞれ、3.5倍、11.1倍の勢いで増え続けた。 この結果、臨時職労働者は、男性就業者の13%台から17%近くにまで膨らみ、03 年には日雇い労働者と合わせると、危機以前の21~22%に対して、25.1%にまで 達している。こうして、労働者大闘争以降、順調に形成されてきた男性正規労働 者を中軸とする内部労働市場が切り崩され、非正規労働者などの周辺労働者が急 速に拡大していることがわかる。先に見た男性の非労働力人口の急増の多くは、 若年層を中心に新規採用による正規労働者の入職口が極端に狭められた⁴、あるい は整理解雇などで内部労働市場からふるい落とされた就業者が求職活動をあきら めた末の、「失望失業」と考えられよう。

ところが、男性就業者と全く異なる推移を示しているのが女性就業者である。

女性就業者のうち臨時職、日雇い労働者は、すでに労働者大闘争以降、急速に増大し続けており、とくに女性臨時職労働者の年平均増加率6.0%は、1988~97年の期間では他の従事上の地位を引き離してもっとも大きな伸び率である。この結果、97年には女性臨時職労働者は女性就業者の27.3%を占め、女性就業者の主要部分を成すようになるが、これは大企業の内部労働市場の中軸を形成する男性正規労働者とは、中核労働者・周辺労働者という相互補完的な関係、いわばコインの表と裏の関係にあったといえよう。さらに危機以降も、女性臨時職労働者は、日雇い労働者とともに着実に絶対数、構成比ともに拡大しつづけ、03年には女性就業者の31.0%となり、経済危機以降、増大著しい日雇い労働者と合わせると、42.4%にも及ぶ(96年は35.4%だった!)。このことは、労働者大闘争以来の女性の賃労働者化が主に非正規労働者化によるものであり、その傾向が経済危機以

降、より一層強まったことを如実に物語っている。

しかし、経済危機以降、女性の賃労働者化のもう一つの流れとして、常用労働者化=正規労働者化が明確に現れたことが目を引く。すなわち、1999~03年の女性常用労働者の年平均増加率は5.9%で、臨時職労働者の4.7%より高くなっている。しかも、女性就業者中の構成比は23.2%で、臨時職の次に大きい。より長期的な観察を要するのは言うまでもないが、今後、女性の賃労働者化が進むにつれて、非正規労働者と正規労働者の両極化が深化していくことが予想されよう。

## 第2節 韓国の非正規労働者の実態

#### 1. 非正規労働者の日韓比較

これまで、非正規労働者の時系列的な推移を推測する便宜上、常用労働者 = 正 規労働者、臨時職・日雇い労働者=非正規労働者と読み替えて見てきたが、ここ では、韓国統計庁による非正規労働者に関する調査である『経済活動人口調査付 加調査』に基づいて、より詳細に韓国の非正規労働者の実態を浮き彫りにしたい。 また、この際、グローバリゼーションの中で変化しつつあるとはいえ、内部労 働市場構造が強固であると考えられてきた日本との比較の視点を交えて分析すれ ば、韓国の非正規労働者のあり方を具体的にイメージするのに有効であろう。ま ず、日本では、「失われた10年」と呼ばれる1990年代後半以降、非正規労働者の 賃金労働者に占める割合が96年で22.8%であったのが、99年27.5%、03年34.6% と急激に高まり5、労働市場の柔軟化が急速に進んだ。これに対し、03年8月現在 の韓国における男女別非正規労働者の規模をカテゴリー別に詳細に示したのが 表 3 である。同年の韓国の非正規労働者は賃金労働者の55.4%と過半数を占 め、日本の34.6%を大きく上回っている。しかも、03年でも日本の男性賃金労働 者の8割が正規労働者であるのに比べ、韓国は、男性賃金労働者の45.4%が非正 規労働者で、労働力の周辺化の進捗度が桁違いに速く、「IMF経済危機」以降の 労働市場の柔軟化が男性正規労働者によって形成されてきた内部労働市場を深く 侵食していることがわかる。

<表3> 韓国における男女別非正規労働者の変化 (2003年8月)

(単位:千人,%)

		人数			比重1 <sup>注1)2)</sup>		比重 2 <sup>注 3 )</sup>			
	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	
賃金労働者	8,283	5,866	14,149	100.0	100.0	100.0	58.5	41.5	100.0	
正規労働者	4,520	1,787	6,307	54.6	30.5	44.6	71.7	28.3	100.0	
非正規労働者	3,763	4,079	7,842	45.4	69.5	55.4	48.0	52.0	100.0	
臨時労働	3,652	4,026	7,679	44.1	68.6	54.3	47.6	52.4	100.0	
(長期臨時労働) <sup>注4)</sup>	2,073	2,517	4,589	25.0	42.9	32.4	45.2	54.8	100.0	
(契約労働) <sup>注5)</sup>	1,579	1,510	3,089	19.1	25.7	21.8	51.1	48.9	100.0	
パートタイマー 注6)	240	689	930	2.9	11.7	6.6	25.8	74.1	100.0	
派遣労働	41	57	98	0.5	1.0	0.7	41.8	58.2	100.0	
呼び出し労働 注7)	380	208	589	4.6	3.5	4.2	64.5	35.3	100.0	
特殊雇用 注8)	229	371	601	2.8	6.3	4.2	38.1	61.7	100.0	
用役労働 注9)	204	142	345	2.5	2.4	2.4	59.1	41.2	100.0	
家内労働	18	148	166	0.2	2.5	1.2	10.8	89.2	100.0	

- 注1) 非正規労働者はそれぞれ分類の基準が違うため重複する部分がある。従って、比重1ですべてを加えると100.0を上回る。
- 注2) 比重1はそれぞれの分類が賃金労働者に占める割合。
- 注3) 比重2はそれぞれの分類の男女比。
- 注4) 雇用期間は一ヶ月を超えるか、または定めのない者で、何回もの契約更新によって、あるいは期限の定めのなく長期にわたって雇用されている者。同時に「臨時職労働者」としての待遇を受けている者。日本の「その他パート」に相当する部分重なる概念である。
- 注5) 雇用契約期間が一ヶ月以上一年未満の者、または事業完了の必要性によって雇用された者。
- 注6) 日本の「短時間のパート」に該当する。
- 注7) 雇用契約を定めず、仕事口ができた場合、何日あるいは何週単位で働〈形態の労働者と定義され、統計庁ではこれに「日々雇用」という用語を用いている。特殊雇用、派遣労働、用役労働に該当する場合は除外される。
- 注8)独自の事務室、店舗、または仕事場を有さず、あるいは非独立的な形態で業務を遂行しているが、労働力提供の方法、労働時間などは独自に決定し、個人的に募集・販売・配達・運送などの業務を通して顧客を求め、商品やサービスを提供し、仕事をしただけ所得を得る注注9) 用役業体に雇用されて賃金を受けていて、業務上の地位・監督も雇用業体の管理下にあり、その業体の指揮の下にその業体と用役契約を結んだ他の業体で労働提供する形態と定義する。

資料:韓国統計庁 『経済活動人口調査付加調査(2003.8)』 (キム·ユソン(2003) p.25, 27より作成)

しかも、目を引くのは、韓国の女性賃金労働者の69.5%が非正規労働者となっており、これは日本の女性非正規労働者の割合55.6%と比べてもかなり高い数値である。このように、女性についても韓国の非正規労働者化の度合いの激しさが際立つとともに、これまでの韓国における女性の労働力化の主な流れは非正規労働力化であったといっても過言ではない。ただ、両国に共通しているのは、正規労働者の7割以上が男性で、労働市場において中核的労働者として内部労働市場を主に構成しているのは男性労働者であり、ここに両国労働市場のジェンダー構造が明らかである。

さらに、韓国の非正規労働者の顕著な特徴は、 表3 からもわかるように、 労働時間は正規労働者と同じかそれよりも長いが、いつ解雇や雇い止めされても おかしくない長期不安定雇用ともいうべき「長期臨時労働者」が458万9千人も 存在し、賃金労働者の32.4%、非正規労働者の58.5%にも達している点である。 しかも、女性賃金労働者の42.9%が「長期臨時労働者」として就労している。こ

の点、「短時間パート」が非正社員の66.7%を占める日本とは対照的である(韓 国では、「パートタイマー」は全賃金労働者の6.6%に過ぎない)。韓国の「長 期臨時労働者」の政府統計における定義は、「雇用期間は一ヶ月を超えるか、ま たは定めのない者で、何回もの契約更新によって、あるいは期限の定めなく長期 にわたって雇用されている者。同時に『臨時職労働者』としての待遇を受けてい る者6」と定められている。雇用期間の定めがないといっても、前述したようにい つ雇い止めされても異議申し立てできず、「臨時職労働者」としての差別待遇を 受けているという点で、日本のいわゆる、常用職でない「疑似パート」と概念に おいて大きく重なる。日本の「疑似パート」は、雇用の不安定性や長時間労働と ともに、正社員との間に差別的な不均等待遇が存在することで、日本のパート労 働問題においてもっとも深刻な部分をなすが、2001年現在、「疑似パート」が賃 金労働者に占める割合は5.8%で、女性労働者に限っても10.8%に過ぎず、韓国 の「長期臨時労働者」の圧倒的な規模の大きさとは比較にならない。ここに、韓 国の非正規労働者問題の深刻さが端的に表れていよう。こうした韓国の「長期臨 時労働者」の多くは、都市下層のサービス業を中心に種々雑多な職種に従事して おり7、賃金が法定最低賃金にも満たない「脆弱労働者層」に属している8。彼ら の存在は、70年代から80年代初めにかけて韓国の学会を席巻した「韓国社会構成 体論争」の主要なテーマの一つであった「都市非公式部門」と一脈通ずるものが ある。「長期臨時労働者」の存在の実態に迫るような調査研究が、今後の韓国の 非正規労働者研究の重要な課題となってこよう。

#### 2 . 非正規労働者の年齢階層別及び産業・職業別分布

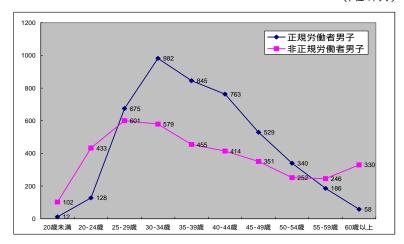
ところで、韓国の非正規労働者はどのような属性を持った労働者なのだろうか?

まず、2003年の年齢階層別・男女別に非正規、正規労働者数を見たのが、 図 1 と 図 2 である。男女ともに、20代層以下の若年齢層に非正規労働者の約 30%が集中しており、とくに、男性の場合は20代前半までは非正規労働者が正規労働者より圧倒的に高く、実にこの年齢階層の賃金労働者の79.3%が非正規労働者である。50代後半以上層を除けば、男性の他の年齢階層では、正規労働者数が非正規労働者数を上回っていることから、若年労働者における非正規労働者の割

合の高さが突出している。ここからも、経済危機以前の、新卒男子を正社員として新規採用し、企業特殊的なスキルを持った人材を企業内で養成し調達するという内部労働市場のメカニズムが、経済危機以降、大きく崩れたことがわかる。逆に、女性の場合は、20代後半層を除けば、すべての年齢階層で非正規労働者が正

<図1>男子雇用形態別年齢階層別分布

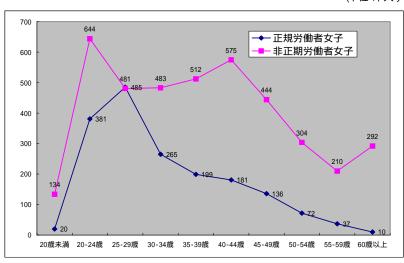
(単位:千人)



資料:キム・ユソン(2004)P.21より引用

#### < 図 2> 女子雇用形態別年齡別階層別分布

(単位:千人)



資料:キム・ユソン(2004)P.21より引用

規労働者を上回っており、さらに、年齢階層が上がるほど非正規労働者の比率が高くなっていることから、この間の女性の労働力化の主な流れが非正規労働力化であると同時に、一度、労働市場から退出すると正規労働者として就業する可能性が極めて低いことを示している。

次に、非正規労働者は、どのような業種に従事しているのかを見た、キム・ユソン[2004]によれば<sup>9</sup>、製造業17.6%、卸小売業16.3%、宿泊飲食店業12.2%、建設業13.1%で、この4つの業種だけで59.2%を占め、非正規労働者が特定業種に集中していることがわかる。さらに、同じキム・ユソン[2004]で非正規労働者の職種別分布を見ると<sup>10</sup>、サービス従事者15.8%、販売従事者11.9%、技能職14.7%、単純労務職22.6%、事務従事者11.5%で、この5つの業種だけで76.5%を占め、職種においては非正規労働者の特定職種への集中度が一層高い。ことに、サービス従事者、販売従事者、単純労務職の86%から90%が、技能職の70%が非正規労働者で、上述した業種とクロスさせて考えると、卸小売業及び宿泊飲食店業の販売従事者及びサービス従事者、製造業及び建設業の技能職及び単純労務職といった未熟練の生産職労働者に非正規労働者が集中していることになる。これは、単純に業種や職種にのみ注目すれば、1970年代から80年代の「都市非公式部門」と呼ばれた「都市下層」と一致する部分が大きい<sup>11</sup>。韓国資本主義の各発展段階において、これらの「都市下層」の具体的な様相を浮き彫りにし、その社会的な意味を明確にすることがもう一つの研究課題となってこよう。

#### 3 . 非正規労働者と正規労働者間の待遇格差

本稿でも重ねて言及してきた韓国における非正規労働者と正規労働者の待遇格差の問題を、 表 4 と 表 5 を用いて考察したい。ただ、残念ながら、2003年の詳細な男女別統計資料を入手できなかったので、男女別格差については賃金格差について述べるにとどめたい。

まず、 表4 で2000年と03年の韓国の正規・非正規労働者の月平均賃金・時間当たり賃金・週当たり労働時間を見てみよう。03年の正規労働者の月平均賃金を100.0とすると、非正規労働者の月平均賃金は51.0と正規労働者の約半分で、3年前の53.7よりさらに格差が拡がっている。さらに、週当たり平均労働時間に目を移すと、00年には、正規労働者47.1時間、非正規労働者47.5時間でその差は

〈表 4〉 韓国の正規・非正規労働者の月平均賃金 時間当たり賃金 過当たり労働時間

		月平均	匀賃金			時間	貨金		週当	労働
	金額 (万ウォン)		比	率	金額		比率		時間	
			(正規労働者 = 100)		(ウォン)		(正規労働者 = 100)		(時	間)
	2000年	2003年	2000年	2003年	2000年	2003年	2000年	2003年	2000年	2003年
賃金労働者	115	147	73 D	72.8	6,057	8,562	72.1	71.1	47.3	43.1
正規労働者	157	201	100 D	100.0	8,401	12,039	100 D	100 Ω	47.1	41.8
非正規労働者	84	103	53.7	51 D	4,427	5,855	52 <i>.</i> 7	48.6	47.5	44.1
臨時労働	83	102	52.8	50.5	4,352	5,818	51.8	48.3	47.4	44.0
(長期臨時労働)	83	101	52.7	49 9	4 227	5,515	503	45.8	48.8	45.6
(契約労働 )	83	104	52.8	51.5	4,629	6,277	55.1	52.1	44.5	41.7
パートタイマー	52	50	32.9	24.8	4,373	6,175	52.1	51.3	32.6	21.8
派遣労働	84	110	53.8	54.8	4,159	6,505	49 5	54 D	48.4	45.3
呼び出し労働	68	81	43.1	40 D	4,050	5,212	48 2	43.3	41.9	38.8
特殊雇用	96	127	61 2	632	5,571	7,720	66.3	64.1	43.5	40.4
用役労働	76	87	48.4	432	3,596	4,498	42.8	37.4	52.8	508
家内労働	30	41	192	20.5	2,092	3,025	24 9	25.1	39.7	37.4

資料 韓国統計庁 経済活動人口調査付加調査 (2003 8)』 (キム・ユソン(2001) p.738とキム・ユソン(2003) pp.36 38より作成)

<表 5> 韓国における正規 非正規労働者の社会保険及び付加給付適用率 (2003年8月)

**単位:%** 国民保険 雇用保険 時間外手当 健康保険 退職金 ボーナス 賃金労働者 57.7 595 498 529 513 402 正規労働者 <u>97 6</u> <u> 76.6</u> 96.6 <u>79 5</u> 988 97.1 非正規労働者 26.4 16.0 144 289 26.0 109 臨時労働 25.1 27.5 24.7 142 129 99 (長期臨時労働 189 21.7 193 58 59 5.6 (契約労働) 34.3 362 32.6 26.7 23.3 16.3 パートタイマー 20 2.7 3.0 18 13 23 派遣労働 52 D 52 Ω 55.1 46.9 41.8 34.7 呼び出し労働 3.6 02 1.7 02 8.0 特殊雇用 245 22.1 208 17 D 16 D 9Ω 用役労働 523 422 552 69.7 32.1 19.7 家内労働 48 48 48 42 36 3Ω

資料 韓国統計庁 経済活動人口調査付加調査 2003.8 )。 (キム・ユソン(2003) p.45より引用)

わずかであったが、03年になると正規労働者41.8時間に対し、非正規労働者は44.1時間と2時間以上も長く働き、差は拡がっている。ことに、韓国の非正規労働者の主要な部分をなす「長期臨時労働者」は、45.6時間と、正規労働者より3.8時間、非正規労働者平均よりさらに1.5時間も長く働いている。前述したように、その約7割が「短時間のパート」である日本の非正規労働者が、正規労働者より

週当たり平均労働時間が短くなるのとは対照的である。したがって、韓国の非正規労働者の賃金は時間当たりで換算すると、正規労働者との格差がさらに拡がり、正規労働者の48.6と、半分以下になる。「長期臨時労働者」にいたっては、長時間労働の影響から45.8と、もっと格差は大きくなっている。このように、韓国の非正規労働者、とくに「長期臨時労働者」は、正規労働者より長時間就労した上、賃金においては正規労働者の2分の1以下しか得ていないばかりか、両者の賃金や労働時間の格差は3年の間に拡大傾向を見せている。

韓国の非正規労働者について、賃金水準の低さとともに指摘されるのは、非正規労働者に対する国民年金、医療保険、雇用保険などの社会保険、退職金、ボーナスなどの付加給付の適用比率の低さである。 表 5 によれば、2003年現在で、正規労働者ならば、国民年金、健康保険などの社会保険と退職金、ボーナスなどの付加給付は、ほぼ100%の労働者に適用され、雇用保険や時間外手当も約80%の労働者が受けられる。これに対し、非正規労働者が上記の社会保険を受けられる比率はどれも30%以下に過ぎず、付加給付にいたっては適用比率は20%にも満たない。とくに、長期臨時労働者の適用比率は一段と低下し、社会保険で20%前後、付加給付は6%以下で、正規労働者との間には賃金格差以上の激しい格差が存在していることが認められる。

しかし、ここで留保をつけなければならないのは、これらの賃金や社会保険、付加給与のデータが個人単位のものであって、非正規労働者が世帯の構成員であったり、労働力の再生産が世帯単位で行われることを勘案すると、世帯の家計分析が必要となってこよう。あるいは、世帯単位の社会保険加入率の分析も行われなければならない。というのは、非正規労働者個人が国民年金や医療保険の職場加入者から除外される比率は高いが、世帯単位では地域加入者資格で、国民年金と医療保険に加入している場合もあるからである<sup>12</sup>。今後、こうした世帯単位での家計分析や社会保障の受恵の実態が厳密に考察されなければならないだろう。

正規・非正規労働者の時間当たり賃金を、さらに男女で区分して検討したい。 男性正規労働者の時間当たり賃金を100.0とすると、2000年には女性正規労働者 のそれは66.3と男性の7割にも満たなかったが<sup>13</sup>、02年には70.0、03年には72.0 と正規労働者間では男女別賃金格差は是正されてきている<sup>14</sup>。この一方で、女性 非正規労働者の時間当たり賃金所得は、02年と03年で男性正規労働者の、それぞ れ39.4と38.5で40%にも満たない低い水準にとどまっている<sup>15</sup>。前述したように、女性の賃労働者化が多くの非正規労働者と少数の正規労働者という大きく二つのルートに分岐し始め、女性正規労働者の時間当たり賃金所得を100.0とすると、女性非正規労働者のそれは、02年には56.2、03年には53.4と、両者の賃金格差は拡大している<sup>16</sup>。限られた時点のデータしかないため断定は差し控えるが、正規労働者と非正規労働者の格差の拡大傾向と併行して、それまで女性労働 = 周辺労働と目されてきた女性の働き方に変化が起こり、女性正規労働者が一定の位置を占めるのにともない、女性労働者内部でも分裂と格差の拡大が起こっているのではないだろうか。

以上のように、韓国の非正規労働者は、賃金労働者の約6割という規模の大きさとともに、賃金だけにとどまらず、あらゆる面での正規労働者との大きな待遇格差と、その拡大傾向が問題となっている。とりわけ、女性非正規労働者は、非正規・正規の違いに加えて、性別によって二重に所得格差や待遇格差が深化しているといえよう。こうした非正規労働者の拡散は、貧富格差を過激に押し拡げると同時に、「持てる少数」と「持たざる多数」の間に社会的な軋轢を醸成する。事実、ジニ係数は、1997年の0.283から02年の0.317へと大きく上昇し「、また、賃金所得の不平等度(上位10%と下位10%の賃金格差)は、00年の4.94から03年の5.60へと拡大し「8、所得分配構造の不平等度を強めている。他方、こうした劣悪な労働条件や不平等を是正する力となる労働組合の組織率は、正規労働者が22.7%であるのに対し、非正規労働者はわずか2.4%にすぎない。このように組織されない労働者の急激な増大は、これまでの大企業の男性正規労働者を中心とする企業別労働組合体制や、それに基づく労使関係にも大きな変動をもたらすこととなった。これについては、後に考察する。

#### 第3節 非正規労働者問題の政策的争点

これまで見たように、非正規労働者の規模が急激に拡大し、正規労働者との待遇格差や貧富格差の問題が急浮上したことによって、緊急の対応が必要となるだけでなく、従来の男性正規労働者を中心に設計された労働政策の枠組み自体につ

いても大きな変革が迫られていることは言うまでもない。本節では、どのような 政策的な立場が現れ、これらの間で何が争点となっているかを整理したい。

まず、出発点として、非正規労働者をどのように把握するかによって、政策に対する立場が大きく異なってくる。労働組合を中心とする否定的な見解は、非正規労働の増大は労働の柔軟化を決して意味せず、低賃金と劣悪な労働条件の下、社会保険等の恩恵から除かれた「周辺的労働者」を大量に生み出すことで、企業は労働コストを節約できるだけでなく、スリム化された「中核的労働者」部分への統制を強め、労働者を全体として容易に搾取できるようになったと見る。これに対し、経営者側を初めとする肯定的な評価は、主張に温度差はあるが、非正規労働の増大は脱工業化社会の必然的な流れであり、多様な働き方が要求される経済のサービス化や国際競争力を備えるのに適合的な労働形態だと考える点で一致している。他方、労使政委員会の公益側委員に代表される第三の立場は、非正規労働が正規労働に比べて望ましくない労働形態であることを認めながらも、グローバリゼーションの中では不可逆的であり、同時に雇用創出という面で社会的な寄与も期待できるとする。

こうした基本的な視点の違いを内包しながらも、急激な雇用の不安定化や社会的不平等の拡大の中で、次の点で社会的合意が成り立っていると言えよう。すなわち、(1)非正規労働化は世界的な趨勢で不可逆的なものである。(2)したがって、非正規労働を完全になくしてしまうのではなく、雇用の安定性を守るために、非正規労働の乱用を規制すべきである。(3)そのためには、正規労働と非正規労働の均等待遇原則が確立され、非正規労働が正規労働へと転換できる方途が模索されなければならない。これらの合意を前提に、基本的な視点の違いに規定されながら、非正規労働問題をめぐっていくつかの争点が現れ、今後の労働政策の方向性を左右する社会的対立を引き起こしている。

次に、具体的に、大きな争点となっている問題について、それぞれの立場を明確にしたい。

まず第一に、正規労働者と非正規労働者の均等待遇の制度化については、労働側は、「雇用形態を理由に差別できない」という内容の法制化と、さらに「同一労働同一賃金原則」の明文化を求めている。これに対し、経営側は、業務の雇用要件や個人の資質に合理的な違いがあることを認めない均等待遇原則は認められ

ないと、均等待遇原則適応の範囲を極めて限定している。一方、政府案は、不合理な差別は禁止するが、「同一労働同一賃金」原則の明文化には反対している。 さらに、差別救済委員会(労働委員会)の設置を提案している<sup>19</sup>。

第二に争点となっているのは、雇用期間の定めのある労働者(期間制 = 臨時職労働者)に対する雇用制限についてである。労働側は、「客観的・合理的理由がない場合の臨時職労働者の使用を禁じ」、「使用者が臨時職労働者を使用した総期間が一定期間(1年)を超えると、この労働者は期間の定めのない雇用を締結したものとみなす」という内容を法制化することを主張した。ここには、臨時職労働者の乱用を阻もうとする意図が込められている。しかし、企業側は、こうした主張は、会社の自治権・経営権・人事権の侵害であると、強く反発している。これに対し、政府は、使用制限を導入することで臨時職労働者の雇用が激減することを危惧し、使用理由制限の導入には反対しているが、使用期間については「2年を超えると解雇できない」条項をもうけることを提案している。

第三に、2004年9月に労働側と政府の間でもっとも激しい対立を引き起こしたのが、派遣法の改正をめぐってである。発端は、政府が、常用型派遣を前提に、許容される派遣業種を、これまでのポジティヴリストからネガティヴリストに変え、派遣業種の大幅拡大を企図したことであった。労働側が、これを派遣業種の無制限な拡大をねらう、派遣法の「改悪」であるという立場から、徹底的に抵抗し、結局、国会通過はならなかった。しかし、引き続いて労働側と政府のもっとも激しい争点となっている。

第四に、特殊雇用形態にある就業者の「労働者性」の認定をめぐる、政府と労働側の対立である。ゴルフ場のキャディーや学習誌教師、保険設計士、貨物運送人などに代表される、特定事業主と雇用契約ではなく、独立した自営業者として請負契約を結び、労務を提供することによって収入を得るような、種々雑多な職種や業務に従事する就業者をさす。彼らの就労条件はその不安定性とともに劣悪で、一定の社会的保護の必要性が認められるにもかかわらず、自営業者として取り扱われるため、労働者なら当然享受すべき労働基本権が認められていない。これらの特殊雇用形態にある就業者に対して、労働側は勤労基準法上、労働者と認定し、労働三権を保障すべきであると主張するのとは異なり、政府は団結権と団体交渉権を認めるにとどめるという立場をとっている。今後、非正規労働の形態

は、直接雇用から間接雇用へ、賃金労働者形態から自営業者形態へと変わっていくことが充分に予想される。これらの非正規労働者をどのように保護していくかが、今後の労働政策の一つの軸になって行くであろう。

第五に、前節で述べた「脆弱労働者層」の保護が急がれている。非正規労働者の中でも、低所得の「脆弱労働者層」が広範に拡がることにより、社会的不平等が深まっている。「最低賃金制度」を内実あるものにするような具体的な処方策が、早急にとられるよう社会的圧力が強まってきている。

以上のように、雇用構造の急速な非正規労働者化にともなって、労働政策の枠組みも、雇用の安定化と均等待遇、社会的脆弱階層の保護を焦点に展開しつつある。これがどのような方向に向かうかは、社会的主体勢力の力関係によるところが大きい。とりわけ、経済危機以降、組織力の低下などで劣勢に追い込まれている労働運動は、広範に存在する未組織労働者をいかに組織し、その主体的力量を醸成し、効果的にその力を発揮していくか、また、労働側の要求を貫徹する多様なチャンネルをいかに開発していくかが重要な課題となってこよう。つまり、労働運動の展開のしかた如何では、非正規労働の無分別な濫用と雇用の不安定化、社会的不平等のさらなる深化へと急速に向かう可能性もはらんでいるのである。次節では、労働運動の新たな模索について展望してみたい。

#### 第4節 経済危機以降の労使関係の変化と労働運動の新たな模索

ここで確認しておかなければならないことは、経済危機を契機に正規労働者が減少して、非正規労働者がドラスティックに増えたため、非正規労働者問題が社会的な新たな関心事として急速に浮上したが、1987年の労働者大闘争以降、内部労働市場を構成する男性中堅正規労働者が分厚く出現するのと裏腹に、臨時職、日雇い労働者などの非正規労働者の増大もすでに始まっていたという事実である。

表 2 によれば、97年には常用労働者 = 正規労働者が全就業者の33.9%を占める一方で、臨時職、日雇い労働者 = 非正規労働者は29.0%に達し、両者の構成比はほぼ拮抗していた。

こうした非正規労働者の増大は、大企業の男性正規労働者を中心とする企業別

労働組合体制のもとでは、組織されない労働者の増大を意味する。このような雇用構造と連動して、労働組合組織率は持続的に低下していった。すなわち、労働組合組織率は1989年に18.6%でピークに達して以来、すでに90年代には持続的な凋落傾向を見せ、97年以降は11%台に停滞している<sup>20</sup>。

それでも、経済危機以前の韓国の労働運動は、高成長・低失業という労働運動に有利な条件の下、その戦闘性を武器に個別事業体において、主に賃金引き上げといった労働条件の改善をめぐる闘争とストライキを強力に展開した。この結果、大企業の正規労働者を中心に毎年高率の賃上げを勝ち取り、中小企業の労働者の賃金上昇にも一定の波及効果をもたらした<sup>21</sup>。このような労働者大闘争以降の労使関係は、労使が真っ向から衝突する、「対立的労使関係」と特徴づけられる。

しかし、経済危機を直接的契機として、企業の倒産とともに、韓国労働運動の主力である財閥系の男性正規労働者すら整理解雇の対象となり、一方で非正規労働者がドラスティックに増大したことによって、企業別労働組合体制の下で組織されない労働者層が圧倒的多数を占めるようになったのは先に見たとおりである。組織率の低下は労働運動の弱体化に直結し、これまでの大企業の男性正規労働者中心の運動の限界を露呈し、大多数の非正規労働者の利害を代表できない労働運動は、「経済利己主義」であると世論の非難を一斉に浴びた。こうして、経済危機とその後の労働市場の柔軟化に端を発する労働運動の急速な弱体化は、それまでの賃上げ一辺倒の闘争万能主義に反省を迫り、雇用安定のための協約締結や、職場への非正規職導入反対等の雇用関連の要求へと、労働運動の目的や対象は移っていった。

さらに、新しい試みとして、個別事業主を相手とした交渉だけでなく、労総と 民主労総が、政府と使用者団体を相手とする社会的協議の場である労使政委員会 に参加することによって、西欧型のソーシャル・コーポラティズムを指向する社 会改革や雇用を重視する労使関係制度改革の途も模索された。だが、1999年に民 主労総が労使政委員会から脱退したことによって、両ナショナルセンターはお互 いの力を結集させて社会協約を成り立たせる機会を失うとともに、両労総の運動 方針に明確な違いと激しい対立を生じさせた。すなわち、労総は、労使政委員会 に残ることで政策参加による実利確保を基本路線としたのに対し、民主労総は、 対政府闘争と現場労組の組織化に力を傾注したのである。

民主労総による現場労組の組織化の基本方針は、産別労組の設立という、従来 の企業別労働組合体制の大変革を志向するものであった。企業別労働組合体制で は、個別企業の正規労働者の利益が最優先され、個々の職場の枠組みを超えて広 範に存在する非正規労働者や失業者は労働協約や組合規則から排除されるなどし て、その組織化は非常に難しかった。また、個別企業単位の労組の財政運営では、 労働運動における規模の経済が効力を発揮できず、専門的労組活動を著しく困難 にした。これらの隘路を打開するため、民主労総は、職種別・地域別労組を結成 し、金属、金融、病院、教員労組などを中心に緩やかな連合体として成り立って いた産別連盟を、単位労組への強力な指導力を発揮しうる産別労組に統合すると いう運動方針で産別組織設立に力を注いだ。こうして、2002年6月現在で、民主 労総傘下組合員60万2339人の41.1%である24万7458人が産別労組に組織されるに いたった22。しかし、民主労総による産別労組への改編は、西欧型の中央集権的 な産別労組とは性格を異にする。つまり、依然として、民主労総による産別労組 は多様な水準と内容で成り立っていて、組織改編の速度も同じ産業、業種、職種 でも一様ではなく、既存の分権的構造がより中央集権化された構造へ収斂される 途上にあると評価されよう。

一方、2004年以降の新たな動きとして、それまで政策参加に力点を置いていた 労総が、非正規労働者の組織化や保護を共通項として、民主労総との連帯を積極 的に模索し始めた点である。両ナショナルセンターの激しい対立が韓国労働運動 を分裂させてきた経緯からすると、この連携を契機に韓国労働運動の新たな展開 が予想されよう。また、民主労働党が総選挙で10議席を獲得し、韓国憲政史上初 めて労働者を代表する政党が誕生した。これによって、民主労総は政策参加の途 が開かれたのである。

しかし、様々な労働者組織化の努力がなされ、新たな労働政策参加の途が開かれたにもかかわらず、2003年現在で、非正規労働者の労働組合組織率がわずか2.4%、全体の組織率が11%台で停滞している状況では、これらの試みが成功しているとは言い難い。先述したように、非正規雇用の乱用による雇用の不安定化を規制し、労働者間の均等待遇を確立することで社会的不平等の深化を是正し、さらには社会的な「脆弱階層」を保護する方向に労働政策を牽引するためには、労働運動の主体的力量の養成が不可欠である。この成否の鍵を握るのが、非正規労

働者の組織化であろう。韓国の労働運動の今後の新たな展開を見守りたい。加えて、「対立的労使関係」に代わる新たな、自律的な労使関係をいかに構築していくかは、労働運動だけでなく労使政の社会的力量の創造的発展にかかっている。 今後、各主体の動きや立場、主体間の相互関係についても丁寧に見ていきたい。

1 1980 年代以降の韓国労働市場における内部労働市場の形成とその構造変化については、丁怡煥[1992]と横田[1994],[2001]を参照のこと。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 経済危機以降の韓国女性労働市場の構造変化について緻密に考察した数少ない 論考として、チャン・ジョン[2001a],[2001b]があげられる。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 韓国労働研究院では、355企業を対象に1997年から98年にかけて、3回にわたって企業の雇用調整に関する実態調査をおこなった。これによれば、大企業を中心に整理解雇で生じた欠員を非正規労働者で埋めるという雇用調整方法を多くの調査企業で採用していた(崔康植・李奎容[1998a],[1998b],[1999])。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 2001年に行われた韓国労働研究院の実態調査によれば、新入社員の採用において1003の調査事業体の31.4%が経歴保持者を選好するのに対し、経歴を持たないもの、新規卒業者を選好する事業体は18.7%に過ぎなかった。こうした傾向は、経済危機以降強まり、15.7%の事業体が経済危機以降、新入社員の採用を新規卒業者から経歴保持者に転換したと答えている(クム・ジェホ[2002:62-63]。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 厚生労働省大臣官房統計情報部[1999],[2004]。これ以降、日本の非正規労働者 に関する数値は、断りのない限りすべて同調査による。

<sup>6</sup> 韓国統計庁『経済活動人口調査付加調査』の定義による。

<sup>7</sup> 横田[2003:51-52].

<sup>8</sup> 丁怡煥他[2003:446].

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> キム・ユソン[2004:26].

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> キム・ユソン[2004:27].

<sup>11 1970</sup>年代から80年代の韓国の「都市下層」については、横田[1997]を参照のこと。

<sup>12</sup> 金淵明[2003:373-374].

<sup>13</sup> チャン・ジヨン[2001a:.97].

- <sup>14</sup> キム・ユソン[2004:173].
- <sup>15</sup> キム・ユソン[2004:173].
- <sup>16</sup> キム・ユソン[2004:173].
- <sup>17</sup> キム・ユソン[2004:62].
- <sup>18</sup> キム・ユソン[2004:172].
- <sup>19</sup> 非正規労働者問題をめぐる、労働界、経営側、政府の立場については民主労働党・全国民主労働組合総連盟[2004]と丁怡煥[2003]を整理しまとめた。以降、断りのない限りすべて同書による。
- 20 韓国労働研究院[2003:148].
- <sup>21</sup> 労働者大闘争以降の、大企業における賃金引き上げの中小企業への波及効果については、横田[2001]を参照のこと。
- 22 ペ・ギュシク、チョ・ソンジェ[2003:112].

## 参考文献

#### 1.日本語文献

厚生労働省大臣官房統計情報部[2001][2004]『就業形態の多様化に関する総合 実態調査報告』。

横田伸子[1994]「1980年代の韓国における労働市場構造の変化 - 製造業生産職 男子労働者を中心に - 」アジア経済研究所『アジア経済』第35 巻第10号。

横田伸子[1997]「韓国の『都市下層』と労働市場」『大原社会問題研究所雑誌』No.464。

横田伸子[2001]「民主化過程における韓国労働市場の構造変化と労使関係」 『韓国経済研究』Vol.1,No2。

横田伸子[2003]「韓国における労働市場の柔軟化と非正規労働者の規模の拡大」『大原社会問題研究所雑誌』No.535。

## 2.韓国語文献

(クム・ジェホ)[2002] 『 (企業内部労働市場の 変化)』韓国労働研究院.

(キム・ユソン)[2001]「 (非正規職の規模と実態)」韓国労働社会研究所『 (労働社会)』第 55 号 .

(キム・ユソン)[2003]「 (非正規職の規模と実態)」韓国労働社会研究所『 (労働社会)』第82号.

(キム・ユソン)[2004]『 (労働市場の 柔軟化と非正規職雇用)』韓国労働社会研究所.

(キム・テヒョン)[2001]「 가(非正規労 働運動はいかになされるべきか)」韓国労働社会研究所『 (労 働社会)』第56号.

(民主労働党・全国民主労働組合総連盟)

[2004] [ (非正規労働 者の権利保障のための法改善方案)』. (ペ・ギュシク、チョ・ソンジェ)[2003]「 (労働運 動)」李源徳『 (韓国の労働)』韓国労働研究院. 尹辰浩[2001]「 (労働市場の構造変 化と労働組合の組織現況)」全国民主労働組合総連盟『 (非正規労働者と労働組合)』. (チャン・ジヨン)[2001a] 『 (経済危機と女性労 働)』韓国労働研究院. (チャン・ジヨン)[2001b]「 (非正規労働の実 態と争点)」『 (経済と社会)』第51号. 丁怡煥[1992]『 (製造業内部労働市場 の変化と労使関係)』ソウル大学校社会学科大学院博士論文. 丁怡煥[2001]「 가(非正規職の規模をいかに見 るべきか)」韓国労働社会研究所『 (労働社会)』第56号. 丁怡煥他[2003]『 (労働市場の柔軟化と労働福 祉)』 崔康植・李奎容[1998a],[1998b],[1999]『 ( ), ( ),( )(わが国の企業の雇用調整の実態( ),( ),( ))』韓国労働研 究院. 韓国労働研究院[2003]『2003KLI労働統計』. 韓国統計庁『 (経済活動人口年報)』各年版.